

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………二
- …(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)…二
- 告 示 (選)
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………四
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………四

て得た数とを合算して得た数)……………四

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………五
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- …(同)…六
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案……………七
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…七

告 示

● 東京都告示第千六百五十五号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市小川東町四丁目二千六百二十 平成二十六年十一月二十五日
 番一及び二千六百六十二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

● 東京都告示第千六百五十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

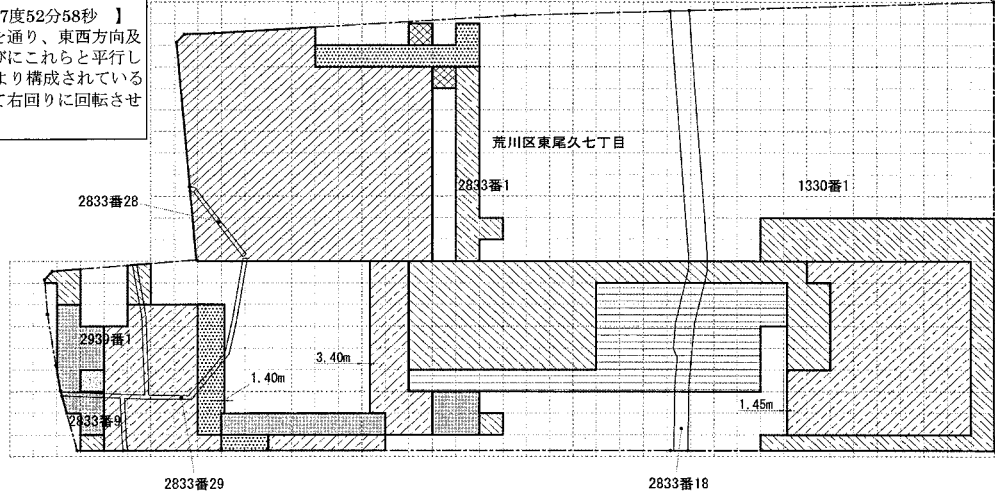
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・ニ・ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【支点】
 支点は、荒川区東尾久七丁目1330番1の最北端とする。

【格子の回転角度：87度52分58秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。



【凡例】

: 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)	: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1411号により指定した区域)	: 単位区画境界線
: 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第1484号により指定した区域)	: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1461号により指定した区域)	: 敷地境界
: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第297号により指定した区域)	: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1516号により指定した区域)	: 筆境界
: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第859号により指定した区域)	: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第1604号により指定した区域)	: 調査対象地
: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第986号により指定した区域)		

●東京都告示第千六百五十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更及び辞退の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十一日

東京都知事 外 添 要 一

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
山田 昌和	眼科	平成26年8月1日	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	日黒区東が丘2-5-1

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声機能、言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
小谷 宏子	耳鼻咽喉科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2
小森 学	耳鼻咽喉科	平成26年8月13日	東京慈恵会医科大学附属病院 社会医療法人財団仁会牧田総合病院	港区西新橋3-19-18 大田区大森北1-34-6	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
樋口 雄将	耳鼻咽喉科	平成26年8月1日	日本大学医学部附属板橋病院 駿河台日本大学病院	板橋区大谷口上町30-1 千代田区神田駿河台1-8-13	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
服部 宏行	整形外科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2
金澤 寛子	整形外科・リハビリテーション科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2
別府 保男	整形外科	平成26年8月1日	東京クリニック	千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル地下2階から1階	医療法人財団健真会総合東京病院	中野区江古田3-15-2
中村 治	脳神経外科	平成26年8月1日	東京都立駒込病院 医療法人社団慈誠会練馬駅リハビリテーション病院	文京区本駒込3-18-22 練馬区練馬1-17-1	東京都立駒込病院 医療法人社団慈誠会慈誠会徳丸リハビリテーション病院	文京区本駒込3-18-22 板橋区徳丸2-8-20
後藤 眞	リウマチ科	平成26年4月1日	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1
山岸 正明	整形外科	平成26年4月1日	医療法人社団八九十会高月整形外科病院	八王子市高月町360	独立行政法人国立病院機構村山医療センター	武蔵村山市学園2-37-1

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
高橋 隆	内科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
内村 智生	外科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2
栗原 顕	循環器科	平成26年8月1日	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

6 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
藤森 亜希	内科	平成26年8月1日	医療法人社団石川記念会新橋内科クリニック	港区新橋2-21-1 新橋駅前ビル2号館3階	医療法人社団明洋会柴垣医院戸越	品川区平塚1-7-6 グランド・ルー戸越館2階
谷口 哲也	泌尿器科(透析科)	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2

7 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
加藤 文昭	外科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2

鶴井 茂	外科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2
阿南 匡	外科(消化器外科)	平成26年7月1日	医療法人社団啓仁会吉祥寺南病院	武蔵野市吉祥寺南町3-14-4	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18

8 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
宮澤 秀明	消化器科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2
三治 哲哉	消化器科	平成26年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	大田区南蒲田2-19-2	社会保険蒲田総合病院	大田区南蒲田2-19-2

9 平衡機能障害、音声機能、言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
関口 輝彦	脳神経内科	平成26年4月1日	東京都立多摩総合医療センター 東京都立神経病院	府中市武蔵台2-8-29 府中市武蔵台2-6-1	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
小谷野 康彦	整形外科	平成26年8月1日	東京急行電鉄株式会社東急病院	大田区北千束3-27-2

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」とい
う。)第百六十一条第一項第三号(農業委員会等に関する
法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条及び漁業法
(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条において
準用する場合を含む。)の規定に基づき、次の施設を公職
の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び
衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設と
して指定した旨、法第百六十一条第三項の規定により報告
があった。

平成二十六年十二月十一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成26年11月13日	東大和市選挙管理委員会	東大和市立新堀地区会館	東大和市新堀三丁目6番地の1
平成26年11月13日	東大和市選挙管理委員会	東大和市立南街地区会館	東大和市南街五丁目32番
平成26年11月13日	東大和市選挙管理委員会	東大和市立上北台地区会館	東大和市上北台二丁目865番地の9
平成26年11月13日	東大和市選挙管理委員会	東大和市立向原地区会館	東大和市向原三丁目10番地
平成26年11月13日	東大和市選挙管理委員会	東大和市立清原地区会館	東大和市清原四丁目1番地

●東京都選挙管理委員会告示第百五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条
第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり
である。

平成二十六年十二月十一日

東京都選挙管理委員会

二一七、四二三

●東京都選挙管理委員会告示第百六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条
第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地
方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法
律第百六十二号)第八条第一項の規定による東京都におけ
る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八
分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数
と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、
次のとおりである。

平成二十六年十二月十一日

東京都選挙管理委員会

一、四五八、八九〇

●東京都選挙管理委員会告示第百六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第
一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙
権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を
超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に

六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十一日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	15,259
中央区選挙区	37,776
港区選挙区	62,825
新宿区選挙区	86,331
文京区選挙区	56,654
台東区選挙区	51,655
墨田区選挙区	71,199
江東区選挙区	132,081
品川区選挙区	103,917
目黒区選挙区	75,740
大田区選挙区	164,424
世田谷区選挙区	187,932
渋谷区選挙区	61,037
中野区選挙区	90,047
杉並区選挙区	144,315
豊島区選挙区	74,862
北区選挙区	93,253
荒川区選挙区	54,529
板橋区選挙区	141,294
練馬区選挙区	164,174

足立区選挙区	157,128
葛飾区選挙区	121,649
江戸川区選挙区	155,740
八王子市選挙区	142,740
立川市選挙区	48,735
武蔵野市選挙区	39,683
三鷹市選挙区	49,741
青梅市選挙区	37,573
府中市選挙区	68,411
昭島市選挙区	30,543
町田市選挙区	114,958
小金井市選挙区	32,216
小平市選挙区	50,032
日野市選挙区	48,902
西東京市選挙区	53,946
西多摩選挙区	68,963
南多摩選挙区	63,418
北多摩第一選挙区	83,399
北多摩第二選挙区	53,170
北多摩第三選挙区	83,341
北多摩第四選挙区	51,489
島部選挙区	7,561

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認

証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人どうぶつたちの病院
- 三 代表者の氏名
杉谷 篤志
- 四 主たる事務所の所在地
東京都国立市中一丁目九番四一六〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、野生動物の保護及び飼育動物の適性飼養に関する情報提供や啓発活動などの事業を行い、環境保全など公共の福祉及び動物の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日
平成二十六年十一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人杉並福助会

三 代表者の氏名
田崎 雅幸

四 主たる事務所の所在地

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は精神障害者のよりよい地域生活や自立生活の実現に向け、その支援活動の拡充と社会的環境の整備を図り、もって精神障害者が安心して暮らせる街づくりや社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人 Nagomi Visit</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>楠 めぐみ</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都港区南青山二丁目二番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、国内外問わず広く一般の人々に対しホームビジット事業を行い、国際交流の拡大に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人 Tier Heim KOKUA</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>山田 直美</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	
<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人生活応援あらかと</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>徳永 智子</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都小平市中島町十八番五号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、障害者に対して、日常生活の相談事業、成年後見等の委任に係る事業、成年後見制度に関する相談事業、任意後見契約に係る事業を行ない、障害者が一般市民として、地域生活を安全に且つ快適に営んでいけることを支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条</p>	<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人きぼう</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>田邊 幸男</p>	<p>例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十六年十二月十一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人東京国際平和研究機構</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>猪股 佑介</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都目黒区下目黒二丁目二十一番二十四ー二〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、情報提供及び認証等の事業を通じて、兵器の製造等をしないという価値の認知度を向上し、地球上の紛争、兵器により生命を奪われる人及び兵器の脅威により怯えながら生活することを余儀なくされる人等の減少を図り、もって地球上の人の安全保障に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>			

<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都青梅市黒沢三丁目千八百十九番地の一</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、核家族化、地域の希薄化の問題による障がい者支援として、家族内での障がい者支援の負担が顕在化し、介護疲れから休息したい、仕事で介護できない、興味を持つことや自立を支援させたいなどの共通した在宅支援ニーズを受け、障害者総合支援法や社会資源を活用した行動援護などを提供し、非現実なご近所力ではなく、現実社会で継続利用できる支援を築き、障がい者と家族へ負担の軽減と安心社会を提供する。</p> <p>生活困窮の問題による子ども、若者の未来に対する青少年健全育成として、子ども達が深く傷つき若者が自らの努力では如何ともしがたい壁の前で人生をあきらめる事があるのではない。それは、この国の未来を創る力を大きく損なうことになる。貧困の連鎖を防ぐ為に生活支援の具体的な形とし、衣・食・住及び学習支援や進学支援などを行う。可能な限り人生のスタートを公平な形で始められるような生活支援を提供する。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人日本先端医療協会</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>田中 吉</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都豊島区池袋二丁目四十七番六号 第二オンダビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民に対して、先端医療技術についての正しい知識の普及・啓発に関する事業、先端医療技術に携わる人材の知識等の向上を目的とした講習会・セミナー等の企画・開催に関する事業、先端医療技術に携わる個人・団体等に対する支援・協力に関する事業、先端医療技術・医療サービス等についての調査・研究及びその結果の公表に関する事業を行い、我が国の医療並びに国民の健康の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人中央区・区民協働を推進する会</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>滝浪 誠</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都中央区晴海三丁目六番八一三四〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、広く一般市民を対象として、地域内の環境改善のためのゴミ回収をはじめとした定期的な清掃、地域や学校での講演会や見学会の開催による環境教育、稚魚放流をはじめとした自然保護の普及啓発に関する事業、シルバー人材活用事業、海浜を生かした環境の美化による観光事業、公園の生芝事業等、地域の生活環境と</p>	<p>自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた環境社会づくりを実現し、不特定多数の公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年十一月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人マタハリ・ムスリム人財交流会</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>下田 朋子</p> <p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都台東区三筋二丁目九番四号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、インドネシア共和国を中心としたイスラム諸国の文化や信仰についての理解を深めるための諸活動やハラル食品の普及及び啓蒙活動等を通じて、イスラム教徒と日本人の相互理解を図り、以て日本人とイスラム教徒が共により快適な環境下で過ごせる国際化社会に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について</p> <p>東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第六項においてその例によることとされた都市計画法第十六条第二項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧について、次のように公告する。</p> <p>なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画</p>
--	--	--

法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 国家戦略都市計画 東京都計画地区計画虎ノ門駅南地区建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

- 二 当該事項を定める土地の区域 決定する区域 東京都港区虎ノ門一丁目地内

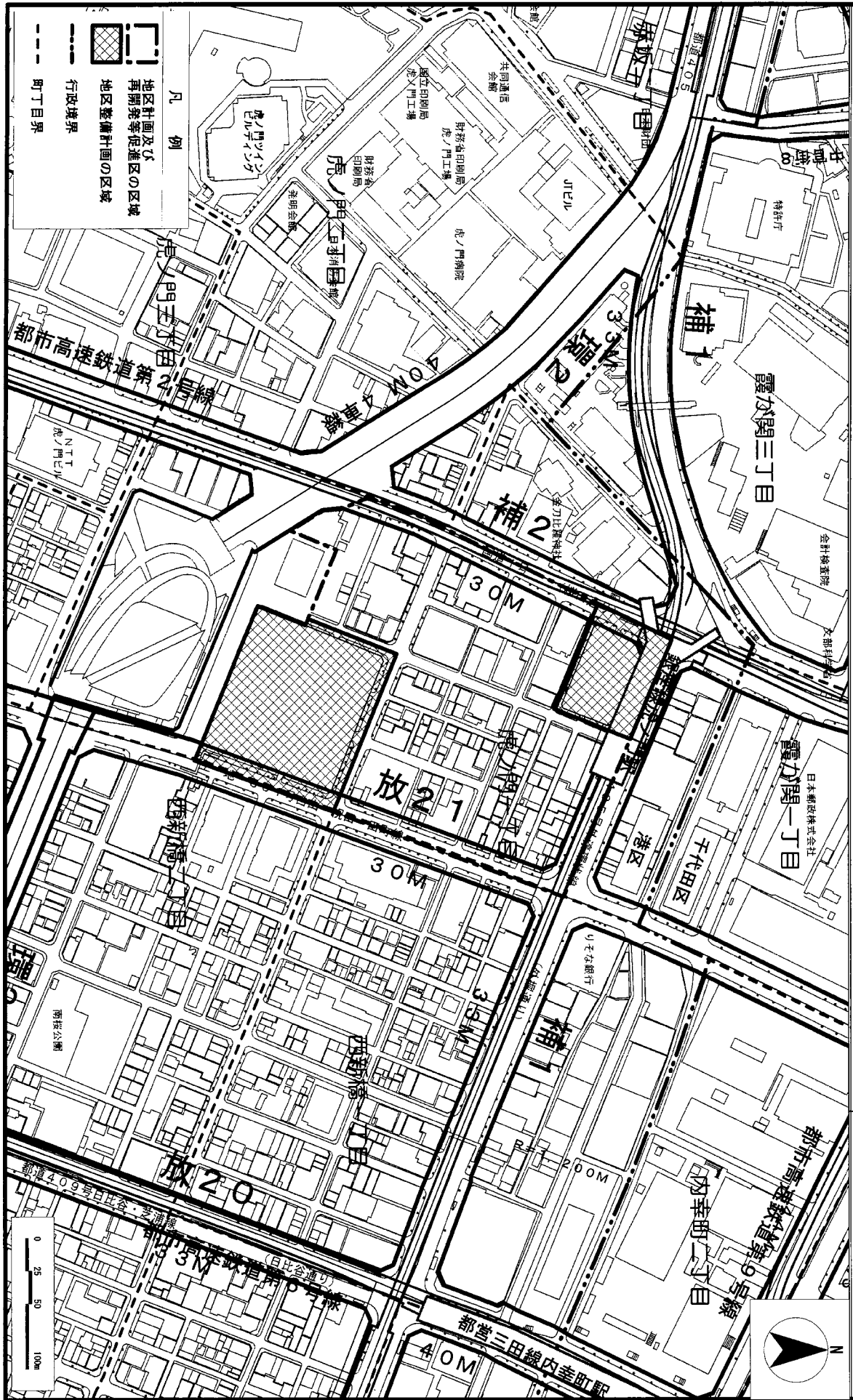
- 三 区域 別図のとおり

- 四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所

- 五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

- 六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

東京都市計画地区計画
虎ノ門駅南地区地区計画 区域図



発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002